

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第七条に規定する公表事項

公共工事の名称	仮称霞ヶ関北市民センター新築外構給排水設備工事
公共工事の場所	川越市霞ヶ関北6丁目30番地2
公共工事の種別	管工事業
公共工事の概要（当初）	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構給排水設備工事である。（継続費事業） ・機械設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。
工事着工の時期（当初）	令和 7年 3月18日
工事完成の時期（当初）	令和 7年10月22日
契約の相手方の称号、名称	川越設備株式会社
契約の相手方の住所	埼玉県川越市上老袋495-2
契約金額（当初・税込）	26,847,700円
入札参加条件	＜入札参加条件＞ 業種：管 格付：A 地域要件：市内本店 対象業者：25者
担当課（予算課）	市民部 地域づくり推進課
担当課（工事担当課）	建設部 建築住宅課

変更後の工事完成の時期 ※増減日数	変更なし
変更契約金額（税込） ※増減額	増額 788,700円
変更後の 公共工事の概要	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構給排水設備工事である。（継続費事業） ・機械設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。 ・請負代金額の変更
変更理由	受注者より「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による請負代金額等の変更の請求があったため。